



平成19年12月25日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

問い合わせ先 自動車運送事業安全監理室
担当 中田、甲斐
電話 092-472-2529

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第33条の規定に基づく事業停止処分等を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日
平成19年12月25日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
 - ・事業者の名称： 近畿興運株式会社
 - ・主たる事務所の位置： 大阪府摂津市東別府3丁目3番6号
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
 - ・営業所の名称：九州営業所
 - ・営業所の位置：福岡県北九州市門司区新門司2丁目16番4号
4. 行政処分又は命令の内容
当該事業者の九州営業所を平成19年12月28日から7日間の事業停止及び165日車の輸送施設（事業用自動車）の使用停止
（82日×1両+83日×1両）
（注）日車 = 停止日数×停止車両数
5. 主な違反条項
法第17条第2項 他4件
6. 監査の端緒及び違反行為の概要
平成18年8月29日、九州営業所の所属運転手が最大積載量を超えた積載により運行を行い、また、運行管理者がそれを命じたとして、山口県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため監査を実施したところ、次の違反が判明したものの。



- 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出をしていなかった。
(法第9条第3項)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)
- 乗務員の健康診断を受診させていなかった。
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- 過積載による運送の引受けがあった。
(法第17条第2項)
- 過積載による運送の指示をしていた。
(法第17条第2項)
- 運転者台帳の記載事項等に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)

・本件は、事業者が所属運転手に過積載運行を命じたとして、山口県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため、運転者に対する指導及び監督が不適切として事業停止7日間の処分を加算。

7. 当該行政処分等により当該営業所に付された違反点数及び九州運輸局管轄区域に係る累積違反点数
- | | | | |
|------|-----|--------|-----|
| 違反点数 | 17点 | 累積違反点数 | 17点 |
|------|-----|--------|-----|